

身元調査をさせないために私たちにできること

事前登録型本人通知制度の利用は、虚偽やなりすましによる不正取得防止のアピールになり、不正に取得しようとする者を抑止する効果が期待できます。多くの方に利用していただき「不正請求を許さない!」という意思を示すことが、ひいては人権を守ることに繋がります。



まずは、皆さんもご自分の人権・個人情報を守る観点から、積極的に「事前登録型本人通知制度」への登録をお願いします。

登録の方法は?

お住まいの市町村住民基本台帳担当課に、申請書を提出してください。

基本的には、申請書への記入と本人確認書類(運転免許書等)を提示することで登録します。手続き簡単。無料です。

※市区町村によって申請様式や受付方法などが異なります。詳しくは、お住まいの市区町村住民基本台帳担当課にお問い合わせください。



※市区町村のホームページでも確認できます。

本人通知制度(市町村名)

検索



守山市ホームページ

人権が擁護される社会をめざして

事前登録型
本人通知制度を
活用し、個人情報を守りましょう



STOP! 第三者からの不正取得

守山市

守山市まちづくり人権教育推進協議会

事前登録型本人通知制度とは

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付請求に対し、証明書を交付した事実を、事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。住民票の写しなどの不正請求を抑止し、不正取得による権利侵害を防止することを目的としています。



この制度ができた背景

住民票の写しや戸籍謄本などはご本人や家族の方が窓口にとりにお越しになるのが一般的ですが、手続きを他者をお願いするなどの「本人の委任状による代理受領」や、相続登記などの手続きの複雑なものを司法書士などの有資格者に依頼したときの「有識者による職務上請求用紙による受領」などで交付することがあります。

近年、この制度を悪用して本人が知らない間に戸籍や住民票をこっそり取り、これを興信所などに横流しして「身元調査」※に悪用する事件(プライム事件など)が発生しています。そこで、不正取得を未然に防止しようというのがこの制度のねらいです。

行政書士・司法書士等によるあいつぐ戸籍・住民票不正取得事件



※「身元調査」とは、個人の素性や身上について、本籍地・家系・家族構成・居住環境などを戸籍謄本などや聞き込み調査で調べることです。本人の知らないところで素性や身上を調べるため、重大な人権侵害にあたります。

事前登録型本人通知制度の概要

ご存じですか?
あなたの個人情報を守る
本人通知制度
ほんにんつうちせいど

1 「本人通知制度」ってどんな制度なの?
職務上の必要性から行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、他人の戸籍や住民票を取得することができます。しかし、取られたことは本人には知らされません。この制度を悪用し、興信所などに横流しして身元調査を悪用する事件が起きています。

2 なるほど、そんな事が起こってしまうと、毎日安心して暮らせませんね。個人情報の流出から市民を守るために、本人通知制度という制度が誕生したんですね?

3 どんな事件が起こったのですか?
総合法律事務所の関係者が逮捕され、大々的に報道されました。逮捕容疑は「職務上請求書」の偽造による、約2万件分の戸籍や住民票の不正取得がありました。

4 そのとおり!
この事件がきっかけとなり、戸籍や住民票の不正取得を防止するため、第三者が戸籍などを取得した場合に本人に通知する制度の重要性が理解され、全国各地に広まりました。現在では「事前登録型本人通知制度」を採用し、身元調査やストーカー、振り込め詐欺などの犯罪から自分自身を守る為に必要な制度として、広く呼びかけられています。

5 本人通知制度はどこで申し込めるの?
通知を希望する人は市役所(役場)市民課および各出張所窓口で申し込みができます。市役所(役場)で申し込み後、第三者による戸籍や住民票の取得があった場合に、市役所(役場)から交付したことが本人に通知されます。

身元調査や個人情報の不正取得などから自分自身を守るためにも、本人通知制度の事前登録はした方がいいですね。もっと詳しく知りたい方は、市役所(役場)市民課および各出張所窓口にお尋ねください。